

富山・石川県森林組合系統共同によるリース用物件（高性能林業機械等） 入札参加資格申請要領

富山県森林組合連合会・石川県森林組合連合会（以下「両連合会」といいます。）が共同し、リース用動産物件（高性能林業機械（複数台）・同機械メンテナンス機材（1組））の調達に係る入札を実施します。

この入札に参加を希望される方は、「森林組合系統共同によるリース用動産物件の調達に係る指名競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要となりますので、この要領により申請書を提出して下さい。

1 入札参加申請をすることができる方

入札参加申請をすることができる方は、次に掲げるすべての事項を満たす方です。

- (1) 過去3年間に両連合会及びその会員又は会員の組合員のいずれかに対し、高性能林業機械の納入又はリース取引若しくはレンタルを行った実績があること。
- (2) 過去3年間に両連合会及びその会員又は会員の組合員のいずれかが保有する高性能林業機械のメンテナンスを行った実績又は定期メンテナンス実績を行った実績が1台以上あること。

2 申請書の受付期間・方法

- (1) 期 間：平成29年9月8日から平成29年9月15日 ※必着
- (2) 時 間：午前8時30分～午後5時
- (3) 提出方法：富山県森林組合連合会総務・調査課に申請を持参若しくは郵送して下さい。

3 提出書類

次の書類を提出して下さい。

- ①森林組合系統共同によるリース用動産物件の調達に係る指名競争入札参加資格審査申請書
- ②事業所一覧
- ③取引経歴書

※ 上記様式は、富山県森林組合連合会ホームページ (<http://moriren-toyama.jp/>)
又は石川県森林組合連合会ホームページ (<http://www.ishikawa-moriren.jp/>) にアクセスし、ダウンロードして下さい。また、両連合会での配布も行っていますので、希望される方は、いずれかの連合会総務課でお受け取り下さい。

なお、郵送を希望される場合は、送付先を記入した角2サイズの封筒に120円切手を貼付の上、富山県森林組合連合会総務・調査課まで送付して下さい。この場合、発送する封筒に入札参加資格審査申請書を希望する旨を記入して下さい。

4 申請書等の記載方法

(1) 申請書 (様式第1号)

- ① 「主たる営業所の所在地」は、「丁目」「番地」「号」は「一」により省略しないで下さい。「電話番号」「FAX番号」は市外局番も記入して下さい。
- ② 「商号又は名称」は、会社名、屋号等を記入して下さい。
- ③ 「代表者の氏名・役職」は、法人の場合は代表者の役職及び氏名、個人の場合は経営者の氏名を記入し、社印及び代表者印を押印して下さい。

(2) 取引経歴書 (様式第2号)

過去3年間 (申請書提出日の属する日の月の前の月から過去3年間) における森林組合系統との主要な取引を1件以上記載して下さい。(過去3年間の取引をすべて記載する必要ありません。)

(3) 事業所一覧 (様式第3号)

富山・石川両県に所在する事業所をすべて記載して下さい。ただし、記載できる要件は、次のいずれの要件を充足しているものとし、申請書提出日現在の状況で記入して下さい。

区分		要件
法人	本社・本店	本社・本店の法人登記がなされ、所在地において法人に係る納税義務を有していること。
	支社・支店・営業所等	所在する市町村において法人に係る市町村民税の納税義務を有していること。
個人事業主		事業主が県域内に住民登録を有し、所在地の納税義務を有していること。
共通要件		事務所を有し、事務用什器 (机、椅子等) や事務機器 (電話、ファクシミリ、複写機、パソコン等) が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲げられていること。
		営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。(社員の自宅・住居又は配置人員が所在地以外の事業所と兼務となっているなど、不在の状態が頻繁となっているような場合は、事業所とは認めない。)
		常時連絡が取れる体制となっていること。(常時、不在転送電話である等、単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、事業所とは認めない。)

5 参加資格審査に必要な書類の追加提出及び決定通知

参加資格の審査にあたり追加資料等の書類提出を求める場合があります。

審査の結果、有資格業者として名簿に登録された場合は、通知を行いません。(有資格業者として登録しない場合のみ通知します。)

ただし、結果通知を希望される場合は、その旨を富山県森林組合連合会までご連絡の上、82円切手を貼付した返信用封筒を同封し同連合会まで送付下さい。

6 入札参加資格の取消し

有資格業者名簿登録後、次に掲げるいずれかに該当したときは、その資格の認定を取り消すことがあります。

- ① 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、有資格業者として不適切であると認められたとき。
- ② 有資格業者の役員等（以下「有資格業者等」という。）が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 有資格業者が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 有資格業者が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑤ 有資格業者が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 有資格業者が暴力団関係者と知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑦ 有資格業者の業務に関する契約を締結した者が当該契約締結後に暴力団関係者であることが判明したにもかかわらず、その者との契約を継続したと認められるとき。
- ⑧ 有資格業者等が暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への届出を怠ったと認められるとき。

7 問い合わせ先

富山県森林組合連合会 総務・調査課 【住 所】〒930-2226 富山市八町 6931 【電 話】076-434-3351（代表） 【F A X】076-434-1794	石川県森林組合連合会 総務課 【住 所】〒920-0204 金沢市東蚊爪町1丁目23番1 【電 話】076-237-0121（代表） 【F A X】076-237-6004
---	--